

# 2016春闘 妥結承認

## 第2回 中央委員会

2016年5月1日(日)9時、本社2階会議室において第2回中央委員会が開催されました。  
議長に鈴木正徳氏、書記に小野純一氏が選任され、議長より出席16名・欠席1名・委任状1通、規約に基づき中央委員会が成立していることが宣言されました。

### 【菊池委員長長の挨拶】

先日の「熊本大震災」では、多くの犠牲者と被災者が出ており、お悔やみとお見舞いを申し上げます。全自交の仲間である「全自交熊本地本」加盟組織の事務所が倒壊の恐れから閉鎖され、オーケータクシー会社の社屋の一部も大変な被害に遭いました。全自交本部で「救援カンパ」を決定しています。東洋交通労組としても取り組みますので、ご協力をお願いします。

情勢については、初乗り距離短縮運賃賛成の事業者が川鍋氏を筆頭に改定を申請し、現在総台数の58%となりました。申請が総台数の7割に到達してしまうと「初乗り距離短縮運賃」が行われてしまいます。絶対に阻止する為にも、他社乗務員へも、引き続き理解を求める宣伝を行って参ります。

今回の中央委員会は、春闘要求に対する経営側からの回答について審議を行ってまいります。春闘の真つ只中に職員3名が懲戒処分を受けました。その内の2名が組合員でした。処分が決定するまでの約1週間、少数職員で業務を行い、少なからず乗務員の皆さんにご不便・ご心配をおかけしましたことを、東洋交通に代わってお詫びを申し上げます。乗務員の中で色々な噂が出回っているようですが、真意については



福島書記長より、団体交渉の経過報告と、「回答書」について不満は残りますが、2013年・14年・15年に続いて労働組合への「解決金」方式を評価し、「回答書」の内容を受け入れ、「2016年春闘の妥結・調印」を提案しました。

### 経営側の回答

- ① 1日分の有給休暇の使用を認める。
- ② 天災での遅延による出勤については時間カットを行わない。
- ③ 7,695,000円を解決金として支払う。

※詳しい内容については回答書参照

### 組合員への配分方法

解決金(7,695,000円)の配分については基準を設けます。2015年6月度から2016年5月度までの間に、安全・安心を守らず懲戒処分を受けた乗務員は、基本額から減額します。

同期間に優良乗務員表彰基準の組合員には、基本額から増額します。

解決金は、支給日(5月16日以降)に組合に在籍する本採用・嘱託、定時制の組合員に以下のように配分を行います。

1. 本採用・嘱託の組合員に対して一人 15,000円を配分します。
- ① 懲戒処分で出勤停止処分またはスビード違反で譴責処分または複数回の懲戒処分を受けた組合員は「配分をゼロ」とします。
- ② 懲戒処分で譴責処分を受けた組合員は一人 5,000円を配分します。
- ③ 無事故・無違反・無苦情で700万円以上の営収の組合員は、15,000円をプラスし、一人 30,000円を配分します。
2. 定時制組合員に対して一人 7,500円を配分します。
- ① 懲戒処分を受けた定時制組合員は「配分をゼロ」とします。
- ② 無事故・無違反・無苦情の定時制組合員には、7,500円をプラスし、一人 15,000円を配分します。
3. 残余については、一般会計に繰り入れます。

### 【質疑応答】

● 配分ゼロの組合員は何名ですか？また、優良乗務員表彰の基準は会社と組合では違うのですか？(2992 高田氏)



(執行部)この1年で123件ほどの懲戒処分がありました。重複している人や退職者もいます。組合の優良乗務員表彰の基準は、出勤日数が含まれません。また、会社は1月1日~12月31日までですが、組合は6月度~5月度が対象になっています。

● 明番集会や定期大会などに協力した組合員に配分を増やしては？(2606石井氏)

(執行部)組合行事に参加することは、基本、組合員の義務です。また、参加したからといって優良乗務員とは限りません。配分に基準を設けているのは乗務員としての品質も考慮しての評価です。

● 1日分の有給休暇について、7時間を超えてしまった場合はどうなりますか？(5177新川氏)